

議案第1号参考資料2

利根町手数料徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u> 1通につき 450円 (2) (略)	第1条 (略) (種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の<u>交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</u> _____ 1通につき 450円 (2) (略) (3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定に</u>

- (3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円
- (4) (略)

より同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

- (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく

除籍証明書の交付手数料 1通につき 750円

- (5) (略)

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織

(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料

書類1件につき 350円

を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
(24) (略)
(25) (略)
(26) (略)

(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
(24) (略)
(25) (略)
(26) (略)
(27) (略)
(28) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

第3条以下省略

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。